

豊田市山村地域等空き家活用支援事業利子補給補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、山村地域等の空き家を活用し、事業を始めるために豊田信用金庫から「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」に基づく融資（以下「対象融資」という。）を受けた者に対して、補助金の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 山村地域等での空き家を活用した事業の融資に対して、補助金を交付することで、山村地域等の活性化及び空き家の有効活用に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）山村地域等 豊田市空き家情報登録制度実施要綱（以下「空き家情報バンク実施要綱」という。）第2条第1号に掲げる地域をいう。
- （2）空き家 空き家情報バンク実施要綱第4条に基づき登録された空き家及びそれに準ずる事業に登録された空き家をいう。
- （3）活用事業 山村地域等の空き家を活用し、地域の活性化及び空き家の有効活用に寄与すると認められる事業をいう。

（補助金の交付対象者）

第4条 この補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- （1）豊田市山村地域等空き家活用支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第7条の規定に基づき、市長に活用事業の開始報告がされていること。
- （2）当初の空き家から別の空き家に移転することなく、継続して活用事業を実施していること。
- （3）豊田信用金庫の対象融資を受けていること。
- （4）対象融資に関して金銭消費貸借証書に記載のある期限の利益の喪失事由に該当していないこと。
- （5）豊田市税を滞納していないこと。
- （6）法令に基づく許認可等を必要とする活用事業を営もうとする者にあつては、適法に当該許可等に係る登録、届出等を行っていること。
- （7）公共的団体等からの類似の補助金の交付を受けていない又は交付申請中ではないこと。

（補助対象の除外）

第5条 前条各号に掲げる要件を全て満たしている場合であっても、交付対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- （1）偽りその他不正な手段により申請を行った場合
- （2）暴力団員である場合
- （3）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

(4) その他市長が適当でないと認めた場合

(補助対象経費)

第6条 この補助金の対象となる経費は、対象融資に係る利子とする。ただし、延滞金に係る利息相当分については、この補助金の対象としない。

(補助金の額及び交付対象期間)

第7条 補助金の額は、対象融資に係る利子と同額とする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、対象融資に係る支払開始月から起算して7年以内とする。ただし、償還期間が7年未満のものについては、当該償還が完了した月までとする。

(補助金の申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年4月1日から翌年3月31日までに支払った利子について、支払いが完了した日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い期日までに山村地域等空き家活用支援事業利子補給補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定及び補助金の額の確定をし、山村地域等空き家活用支援事業利子補給補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

3 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の交付)

第10条 市長は、補助金の額が確定した後、前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下、「交付決定者」という。)からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(報告の徴収及び調査)

第11条 市長は、必要があるときは、交付決定者及び豊田信用金庫に対して報告を求め、対象融資に関する帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定又は交付を取り消すものとし、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(1) 偽り或其他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 関係法令等に違反したとき。

(3) 前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山村地域等空き家活用支援事業利子補給補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により、当該交付決定者に通知する。

3 第1項各号列記以外の部分の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める日までに、既に支払われた当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（延滞金）

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを市長が定めた期日までに納付しなかったときは、豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項の規定により算出された延滞金を納付しなければならない。

（勧告）

第14条 市長は、活用事業の実施に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、適切な措置を執るよう勧告することができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の豊田市山村地域等空き家活用支援事業利子補給補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の豊田市山村地域等空き家活用支援事業利子補給補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（要綱の失効）

3 この要綱は、令和10年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

年 月 日

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	電話番号	()	—

年度 山村地域等空き家活用支援事業利子補給補助金 交付申請書兼実績報告書

豊田市補助金等交付規則第 4 条及び第 1 0 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 借入の内容

(1)	融資決定日	年 月 日
(2)	借入年月日	年 月 日
(3)	借入金額	円
(4)	融資利率	年 % 固定・その他 ()
(5)	返済方法	元金均等 ・ 元利均等
(6)	借入期間 (年度分) (据置期間)	年 月 日～ 年 月 日 (据置期間 か月)
(7)	支払利子額合計(年度分)	円
(8)	補助金交付申請額(年度分)	円

2 活用事業の内容

(1)	事業名	
(2)	業種	
(3)	取扱品目・サービス内容等	
(4)	開業(予定)・設立年月日	年 月 日
(5)	従業員数	人
(6)	物件所在地	
(7)	物件番号(※空き家情報バンクの場合)	—

(裏面に続く)

<補助金申請の同意・誓約事項>

内容	同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 豊田市税を滞納していない。	☐
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することに同意します。	☐

添付書類

- (1) 豊田信用金庫が発行する金銭消費貸借証書の写し（初年度申請時のみ）
- (2) 通帳の写し（融資記録が分かる箇所）
- (3) 豊田信用金庫が発行する返済予定表
- (4) 豊田信用金庫が発行する取引明細照会票
- (5) 許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

豊 発 第 号
年 月 日

（申請者） 様

豊田市長 印

年度 山村地域等空き家活用支援事業利子補給補助金 交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山村地域等空き家活用支援事業利子補給補助金については、豊田市補助金等交付規則第 5 条及び第 11 条の規定により、下記のとおり交付を決定し、及び額を確定しましたので通知します。

記

- 1 補助金額 金.....円
- 2 補給期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 条 件

